



カント倫理学における「目的」概念の諸相

李, 明哲

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2014-03-25

(Date of Publication)

2015-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6016号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006016>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 カント倫理学における「目的」概念の諸相

氏名：李明哲

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程文化構造専攻

指導教員氏名	(主)	松田 毅	教授
	(副)	嘉指 信雄	教授
	(副)	長野 順子	教授

本稿のねらいは、カントの倫理学における「目的」概念が、他の諸概念といかに関連し、いかなる役割を果たすのかという、カント倫理学における目的概念の諸相を描き出すことである。

カント倫理学は、「形式主義」と言われる。形式主義である理由は第一に、われわれの純粋な実践理性にとって、経験的で実質的な要素は、意志規定の根拠として認められないからである。道徳的であるためには、行為の「対象」や、その実現への期待から生じる「快」の感情など、実質的要素を規定根拠から度外視しなければならない。カントによれば、一切の実質的要素を含まない形式的な「道徳法則」のみが意志の規定根拠となるべきである。第二の理由は、動機主義と呼ばれることと関連する。カントは「義務に適っている Pflichtmäßig」行為と、「義務に基づいて aus Pflicht」おこなわれた行為を峻別する (G,IV397)。前者は、適法性を持ち、行為そのものが法則に適合しているか否かのみが問われ、意志や格律がいかなる状態であるかは問われない。対して後者は、道徳性を持ち、行為者の意志が自らの一切の傾向性を度外視し、形式的な道徳法則にたいする尊敬からのみ、意志が規定されるか否かが問われる。つまり、行為者の主観的根拠である動機が、客観的根拠である法則と一致することが求められる。

このような形式主義という特徴に対しては、ヘーゲルやシェーラーなどが代表するように、多くの哲学者が批判をおこなってきた。加えてこの形式主義は、有名なシラーの詩で表現されるように、「厳格主義」だという批判にもつながる。

カント倫理学における道徳法則における形式主義という特徴は、に由来すると思われる。『実践理性批判』分析論・第一章においてカントは、道徳的な原則は、実質 Materie を含む原理ではなく、形式的原理でなければならないと述べ、以下の「純粋実践理性の根本法則」を導きだす。「君の意志の格律が、つねに同時に普遍的立法の原理として通用することができるように行為しなさい」(KpV,V30)。カントによれば、この形式原理としての道徳法則に従うべきだという意識は、疑いようのない「理性の事実」(KpV,V31)である。

そもそも、普遍的立法を命じる道徳法則は、『道徳形而上学の基礎付け』(以下、『基礎づけ』と略記)において、「おのおのの理性的存在者の意志が普遍的に立法する意志である」(G,IV431)という「自律の原理」として定義されている。自律は、カントの道徳哲学の最高原理である。カントによれば、この自律が完成するためには、「普遍性の方式」と「目的自体の方式」が必須である。普遍性の方式は法則概念の無条件的な形式的特徴を引き出し、目的自体の方式は人格が絶対的価値を持った理性的存在者であることを自覚させる。カントによれば、普遍性の方式が「形式」を表わし、目的自体の方式が「実質」を表わす (G,IV436)。これら二方式が統合されるかたちで「自律の原理」が完成される。

このような定言命法または自律に関する文脈とは対照的に、哲学史における伝統的な定言命法の解釈は、ミル、ロールズ、ヘアなどの影響力のある哲学者たちを筆頭に、「普遍性の方式」に最大の注意を払ってきたと言える。カント倫理学の最も根幹部分を形成する定言命法が、普遍性の方式を中心に解釈されて来たということは、普遍性という点にカント倫理学の可能性が制限されて来たとも言える。しかし、意志の自律がカント道徳哲学の最上原理である限り、その原理を構成する要素の一つが欠けてはならない。つまり、普遍性だけでなく「目的自体」の側面にも注意を向ける必要があるだろう。

とはいえ、この目的自体の概念もまた、カント倫理学における多様な目的概念のあくまで一部である。倫理学に関係するものに限定しても、以下の四つの目的概念が挙げられる。

第一に、実質的かつ主観的な目的である。この目的は、日常われわれが何かを実現しようとしたときに設定する目的であり、特に倫理学の文脈に限定される必要のない目的である。すなわち、形式的な道徳法則を含むことのない、質料（実質）としての経験的な目的である。

第二に、形式的かつ客観的な目的、「目的自体 Zweck an sich」である。この目的は、実現させることを前提に設定される目的ではなく、善意志の主体としての道徳的人格、すなわち、自由意志を持つ英知的な理性的存在者そのものを指す。さらに、目的自体としての人格は、道徳法則にたいする「尊敬の感情」とも深い関わりを持つ。この目的概念は第一章と第二章で主に論じ、第三章では尊敬の感情に焦点を当てる。

第三に、実質的だが客観的な目的、「同時に義務である目的」である。『人倫の形而上学』「徳論」で初めて登場するこの目的は、「選択意志 willkür」の対象であり、「自己の完全性」と「他者の幸福」を意味する。道徳法則によって命じられるわれわれの義務の内容（実質）を表わしている。この目的概念は第四章で主に論じる。

第四に、目的論によって導かれた「究極目的 Endzweck」である。『判断力批判』第二部では「自分の可能性の条件として他のどのような目的も必要としないような目的」(KU, V 434)と言われる。個人の義務の遂行に直接関わるのではなく、われわれの道徳的理念として神の存在証明や理性信仰とも関わるこの目的概念は、「純粋実践理性の対象の無制約的総体」(KpV, V 108)である「最高善 höchste Gut」と結びつく。この目的概念は、主に第五章で論じる。

このような、カント倫理学におけるさまざまな「目的」概念の意義を各章において考察した結果は、以下のように要約できる。

第一章では、まず定言命法「普遍性の方式」と「目的自体の方式」はそれぞれ「アプリオリな総合的

命題」の各要素であり、その媒介を担う自律のもとで一致することを確認した。さらに、この積極的自由としての自律の演繹から、「意志の自由」（消極的自由）を有した英知界の成員の立場は、目的自体の方式によって、自覚されることを示し得た。

第二章では、いかにして尊敬の感情が、われわれ人間に立ち現れるのかを検討した。そこではまず、尊敬の感情は、「謙遜」（消極-否定的側面）と、「法則にたいする尊敬」（積極-肯定的側面）という二段構造で作用するが、その消極的作用である謙遜の根拠が「人格性」であることを確認した。さらに、その人格性の理念は「目的自体」の理念を通して、道徳法則の理念に包摂されるがゆえに、「尊敬の感情」が自律を崩さずに道徳的動機として成立することを論証した。

第三章では、尊敬の感情が、道徳法則といかなる関係にあるかを検討した。道徳哲学講義における「判定原理」「執行原理」という厳密な区別とは対照的に、道徳法則と尊敬の感情は互いに分ち難い関係を築きながら、道徳的動機の役割を担っている。さらに、「格律の形式」としての道徳法則と、「格律の実質」としての尊敬の感情が共存できることを明らかにし、道徳法則と尊敬の感情の関係にとって、格律概念の発展が重要な役割を果たしていることを証した。

第四章では、形式的な道徳法則と実質的な行為がいかに連関するかという視点の下、「範型論」における「実践的判断力」に焦点を当て、その目的論的解釈の可能性を検討した。道徳法則を含み得る個別的な格律には、多様な規則連関を見出しうることを指摘し、「同時に義務である目的」の概念を通すことで、義務としての目的設定や、それに伴う諸規則の連関の熟慮にたいして、目的論的な実践的判断力が可能であることを明らかにした。

第五章では、実践理性の対象の無制約総体である最高善の概念が、英知界と感性界という二世界観に基づいた二義性を持つことを確認した。さらに、「原型的自然」と「模型的自然」という二世界観が二つの最高善の概念を連関させる可能性を検討し、道徳的目的論における「究極目的」の考察をとおして、最高善の二義性が互いに連関し合うことの妥当性を論証した。

以上のような各章での考察結果を振り返ってみると、本稿の試みは、一貫してカント倫理学が持つ形式性と対峙しながら、その裏に隠された目的概念の重要性に光を当てる試みであったと言えるだろう。筆者が考えるに、カント倫理学には三つの大きな柱がある。それらは、〈道徳法則〉、〈自由（＝自律）〉、そして〈実践理性〉である。これら三つの柱は相互依存の関係を結びながら、カント倫理学全体を支えているのは間違いないが、同時にカント倫理学の形式主義という特徴を生み出す当事者といえる。

『実践理性批判』弁証論において、カントは神の特性を「神聖な立法者（そして創造者）、慈悲深い統治者（そして維持者）、公正な審判者」(KpV, V 131)であると述べる。この三つの特徴はそれぞれ、

カント倫理学における〈自由〉、〈実践理性〉、〈道徳法則〉の関係に当てはまると言える。さらに推論が許されるならば、これら三つの柱は、〈立法〉－〈行政〉－〈司法〉という三権分立のモデルに合致するようにも見える。つまり、〈立法としての自由〉、〈行政としての実践理性〉、〈司法としての道徳法則〉という三つの柱にたいして、多様な「目的」概念はそれぞれ関わりを持つ。それゆえ、本稿が明らかにした目的概念の諸相のうちに、立法-行政-司法という形式的な政治システムに規定を受けながらも、そこに道徳的現実としての実質を持ち来らすような、市民ないし民衆に似た様相を見出すことは不可能ではないだろう。

論文審査の結果の要旨

氏 名	李 明哲
論 文 題 目	カント倫理学における「目的」概念の諸相
要 旨	
<p>本論文は、従来のカント研究で必ずしも十分考察されてこなかった、カント倫理学における「目的」概念の諸相に着目し、その道徳的目的論に固有の諸概念の解明を通して、カント倫理学の「形式主義」的側面に対する根強い批判を退けると同時に、それを「道徳形而上学」として整合的に解釈を試みた意欲作である。論述と文章表現には改善の余地があるが、カント倫理学のオーソドックスな歴史的研究として大いに評価できる。</p> <p>序論で叙述されるように、一般に、カントの「実践理性」は、行為の目的や行為の結果得られる感情などの経験的要素によってではなく、定言命法が指示するように、「道徳法則」に合う仕方だけで意志を決定しなくてはならない、とされる。また、カント倫理学は「動機主義」と呼ばれ、行為の結果いかにかわからず、行為者が道徳法則に対する尊敬からのみ、意志を規定することを重要視するとされる。以上の通説に対して、本論文は、『道徳形而上学の基礎づけ』『実践理性批判』などの倫理学関連の著作に見られる「目的」概念が、行為の実質と結果として、特に後者については「幸福」として積極的な働きをしていることを内外の先行研究の吟味と原典解釈により、説得的に論証する。その際、定言命法、尊敬の感情、実践的判断力、最高善など、カント倫理学の解釈上、重要な論点を順に取り上げ、それぞれの「目的」概念の位置を浮き彫りにしていく。</p> <p>論文は、カント倫理学には四種の「目的」概念があることを指摘する。[1]実質的かつ主観的な目的：行為が実現を目指す経験的実質。[2]形式的かつ客観的な目的：「目的自体」、つまり善意志の主体としての道徳的人格。[3]実質的かつ客観的な目的：道徳的な義務の内容として、「選択意志」の対象である「自己の完全性」と「他者の幸福」。[4]「究極目的」：義務の遂行には直接にはかわからない、道徳的理念としての神の存在証明や信仰とかわかる形而上学的概念、である。</p> <p>こうした見通しのよい整理の上で、本論文の主張として第一に挙げられるのが、カント倫理学の屋台骨である、定言命法に関する「普遍主義的解釈」の批判である。この批判は、カント倫理学の最高原理である「自律」を可能にする、定言命法に「普遍性の方式」と「目的自体の方式」の二形式がある問題に定位して行われる。論文では、普遍性の方式から、法則概念の無条件的かつ形式的な特徴（「形式」）が引き出される一方、目的自体の方式が、人格の絶対的価値（「実質」）を自覚させる点が正しく指摘され、ヘーゲル以来、ロールズやヘアのような現代の代表的哲学者たちも「目的自体の方式」に注目して来なかった点が指摘される。この視座からカント倫理学を可能な限り一貫して解釈する点に本論文の学術的貢献がある。</p> <p>第一章では、『道徳形而上学の基礎づけ』の定言命法の「普遍性の方式」と「目的自体の方式」がそれぞれ、形而上学の命題である「アプリアリな総合的命題」の各要素であること、また、二つの方式が「自律の原理」のもとで一致する点が論証される。さらに、積極的な意味の自由である「自律」の正当化の文脈で目的自体の方式が果たす役割の解明を通じて、人間が、消極的な意味の自由である「自由意志」の担い手として「叡智界」に属することが自覚されう点が論証される。ただし、この問題設定と解決の前提として、カントは「現象界」と「叡智界」の二世論、感性と理性の二元論を採用しているが、特に現代ではこれは容易に同意を得ることが困難な前提であり、その点も踏まえた内在的批判的考察が必要である。とはいえ、カント倫理学を批判的に発展させるうえで、テキストに即した、道徳形而上学に関する以上の解釈が、今後の研究の重要な足場となることは十分に評価できる。</p>	
主査記載 氏名・印	松田 毅

第二章では、『道徳形而上学の基礎づけ』を中心に、尊敬の感情と目的自体としての「人格」の関連が解明される。尊敬の感情が、人格に対して消極的かつ否定的な仕方で作作用する「謙遜」と積極的かつ肯定的に作用する「法則に対する尊敬」の二段階で機能する点が指摘され、前者の根拠が「人格性」、後者の根拠が「道徳法則」である点が確認される。また、人格性の理念が「目的自体」の理念を通して、道徳法則の理念に包摂される点も主題化され、「尊敬の感情」が、感情という、実質的かつ経験的な要因を本質的に含みながらも、人格の「自律」を脅かすことなく、「動機」として働く点も論証される。近世の多様な道徳感情論の展開およびフロイトの「超自我」概念などを考えるとき、尊敬の感情の特権性の妥当性とその根拠の解明が課題として残るが、全体としてカントの道徳形而上学の解釈としての適確さを認めることはできる。

第三章では、道徳的な動機は、道徳法則か尊敬の感情か、という解釈上の論争に即して、尊敬の感情が道徳法則に対してもつ関係が明らかになる。その際、道徳の「判定原理」と「執行原理」を区別する、批判前期の道徳哲学講義が参照される。道徳法則を判定原理に、尊敬の感情を動機としての執行原理に対応させようとして、道徳法則に対する尊敬が「道徳性そのもの」であるとされる点に着目し、道徳法則に対する尊敬の感情が道徳の「主観的側面」として特徴づけられる。行為の規則である「格律」に対して、法則が「形式」、尊敬が「実質」として位置づけられ、両者が格律概念において両立する点が示される。人間の有限性からの「格律」の説明の充実、「動機」概念の「因果的」性格のいっそうの分析が必要であるが、カントの道徳哲学の主観的側面の内実を浮き彫りにする点には一定成功していると評価できる。

第四章では、『実践理性批判』の「範型論」における「実践的判断力」の問題が取り上げられる。この問題は、注目されることは少ないが、形式的な道徳法則と実質的な行為の関連を解明するうえで重要である。「範型論」の道徳的目的論としての可能性の観点から、道徳法則を含むことができる個別の格律に多様な規則の連関が見出せる点が指摘され、カントが「同時に義務である目的」と言う場合、義務を目的として設定し、関連する規則を熟慮することで目的論的な実践的判断力が可能になることが明らかになる。カントの自然哲学における目的論に対する十全な理解が課題として残るが、認識論における図式論と相関する位置にある、範型論を道徳的目的論に適切に位置づけた点は評価できる。

第五章では、目的概念と道徳形而上学の関連が論じられる。実践理性の対象として、無制約の総体である「最高善」の概念が、叡智界と感性界というカントの二世界観に基づいて、二つの意味を持つことが確認される。また、これに呼応して「原型的自然」と「模型的自然」の二世界論に即して、道徳的目的論での「究極目的」の思想により「最高善の二つの面」が両立可能である点が示される。以上の考察は、カント倫理学における「幸福」ないし「徳福の一致」の問題解決に一定の見通しを与えるものである。

最終章の考察については、道徳形而上学に関するカント自身の認識論的考察を取り上げていないなど、十分に批判的に練成されていない感もあるが、積極的にカントの道徳形而上学に飛び込み、目的概念を「最高善」という実質的なものと結びつけ、体系的整合性を示そうとしている点は高く評価できる。

本論文は、以上のように、カント倫理学の「形式主義的」特徴の陰に隠された、目的概念の重要性に一貫して光を当ててきた試みとして、今後、いっそう発展させるべき研究上の基盤を築いたものと言える。その進展が期待される。

以上、本審査委員会は、全員一致で、論文提出者、李明哲が博士(学術)の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	松田 毅 印	副査	准教授	茶谷 直人 印
副査	教授	嘉指 信雄	副査	和歌山県立 医科大学 准教授	竹山 重光
副査	准教授	加藤 憲治 印			